

広島県公安委員会告示第110号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体を次のように指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により公示する。

平成19年12月27日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

社団法人広島被害者支援センター

(2) 住所

広島市中区本通7番29号

(3) 代表者の氏名

山本 一隆

2 援助事業を行う事務所の名称及び所在地

(1) 名称

社団法人広島被害者支援センター

(2) 所在地

広島市中区本通7番29号

3 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条第2項に規定する犯罪被害等

4 指定年月日

平成19年12月26日